



こころわく  
京丹後市  
ふるさと納税

# #ふるさと納税 3.0

～ふるさとと産品創出支援事業～  
～ふるさとと産品生産強化等支援事業～



**新たなふるさとと産品の創出、既存産品の改良や増産等に  
取り組む事業者に対し補助金により支援します！**

## #ふるさと納税3.0とは

新たなふるさとと産品を創出しようとする事業者や既存産品の改良、増産等に取り組む事業者に対し、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディング（以下「CF」という。）により集まった寄附金を原資として、補助金を交付する制度です。寄附者には創出した返礼品をお届けします。

CFで集めた額の  
**最大4/10**を補助  
寄附目標額達成  
(補助対象経費×1.25)  
で事業開始！

## 支援制度のイメージ

フルーツの取り扱いに加えて、  
新商品としてフルーツサンド  
を作って返礼品にしたい！



急速冷凍機100万円が購入したい  
クラウドファンディングで資金調  
達してみよう！

(例) 京丹後産  
フルーツサンドプロジェクト



製造のための機材購入  
**100万円** (補助対象経費)

寄附目標額：125万円

4/10

補助額：50万円

(補助対象経費の1/2)

- ◆ CFを実施し、補助額 (= 寄附額の4/10) が補助対象経費の1/2に達した時点で、事業開始可能
- ◆ 創出等した返礼品を寄附者に送付 (返礼品調達費用は、別途、市が負担)
- ◆ 寄附目標額達成後も、寄附額が250万円に達成するまで (補助額 = 補助対象経費満額になるまで)、引き続きCFを継続することも可能

## 主な制度内容

### 補助対象者

- ◆ 創出したふるさと産品、または改良、増産等した既存のふるさと産品を市ふるさと納税の返礼品として登録する意思を有する者
- ◆ 市内に事業所等を有する、又は開設を予定する者で、交付決定の日から5年以上継続して補助事業を行う意思を有する者

### 補助金額

- ◆ 交付する補助金はCF等により資金調達し、寄附額の10分の4を交付します。
- ◆ CF等による寄附額の10分の4が、ふるさと産品の創出に係る必要経費のうち補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の2分の1に達した場合、補助金を交付します。（=寄附目標額（補助対象経費の1.25倍）に達した場合）  
※寄附目標額に達しなかった場合であっても、市との協議により補助金を交付する場合があります。
- ◆ 寄附目標額を超えた場合は、補助対象経費の額の範囲（50%以上100%以下）を超えない額（補助対象経費の全額補助も可能）まで交付します。

### 補助対象経費

新たなふるさと産品の創出、または既存のふるさと産品生産強化等に必要な施設・設備等に関するもの

- 工場・作業場等の建物取得に係る建設費
- 建物付帯設備の整備または取得に要する経費
- 構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費
- 建物賃借による増改築費
- 備品購入費
- 委託費
- 外部評価費
- その他新たなふるさと産品の創出、または既存のふるさと産品生産強化等に必要と認める経費

## スケジュール

### 個別相談

提案書類を提出する前に、市へ事業の概要をご相談ください。

### 提案書類提出

随時受付  
・企画提案応募書 ・企画提案書 ・概算見積書 など

### 提案審査

書類提出後、事務局で審査  
【審査項目】新規性/市場性/成長性/実現性/波及効果/収益性など

### 決定通知

書類提出後、2週間以内に決定通知

### CF等開始

「京丹後市ふるさと納税特設サイト」等にて実施

### 補助金交付申請・決定

目標額を達成した日以降に申請、交付申請後14日以内に決定  
※目標額が早期に達成した場合、補助金交付申請・決定の前倒しも可能

### 事業開始

交付決定後